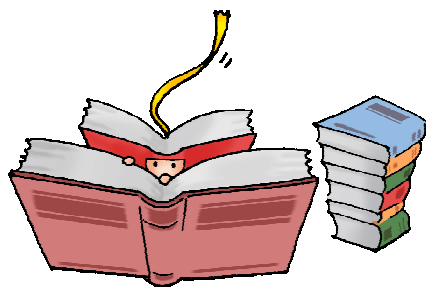


「選書」と「著作権」について



広島県教育委員会事務局
学びの変革推進部
義務教育指導課

選書について

本を選ぶ前に、まず、考えてみましょう

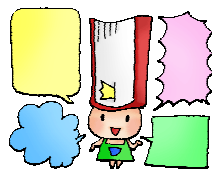
先生ご自身の好きな本は
なんですか？
なぜその本が好きなのですか？



選書について

本を選ぶ前に、語り合ってみましょう

好きな本の
魅力を語り合ってみましょう



選書について

本を選ぶ前に、考えてみましょう

生徒たちが
本について語りたくなるのは
どんなときでしょう？



選書について

本を選ぶ前に、考えてみましょう

生徒たちにどんな力を
身に付けさせたいですか？



選書について

選書には、主に2種類あります

- ① 単元に関わって、生徒たちが読む本
（作品）の選書
- ② 評価問題作成のための作品の選書

選書のポイント

- ・単元で身に付けさせたい指導事項は？
- ・扱う教科書教材の特徴は？
- ・何を分析して、どのように批評させたい？
- ・単元に関連して先生が生徒に読ませたい作品は？

生徒用は 読書活動につながるように...

選書について①

☐ なんのために読ませますか？

- ・批判的に読む
- ・分析するために読む
- ・評価するために読む

何をどのように評価する？
何ができればB評価？



選書について①

□どんな観点で読ませますか？

- ・場面の展開，場面と場面，場面と描写の関連
- ・文章の構成や展開
- ・表現の効果，表現の仕方
- ・登場人物の相互関係，心情の変化，設定の仕方，言動の意味
- ・作者，作品の背景，舞台設定
- ・文章や古典に表れているものの見方や考え方 etc

選書について①

□生徒の実態に応じて...

- ・文章の量（少ないもの～多いもの）
- ・作品のジャンル
小説，随筆，詩，絵本，翻訳，解説 etc
- ・様々な国や時代背景の著作
- ・様々な時代の著作

生徒が主体的に読むには、
どんな本がいいだろう？



選書について①

例えばこんな表を使って...

普段、読んでいる本を取り上げたり、他の先生に聞いてみたりして、たくさん作品を挙げ、そこから単元にふさわしい作品を選んでみましょう



	詩	小説	随筆	翻訳作品
明治以前				人質/シラー (小栗孝則訳)
明治・大正		走れメロス/ 太宰治		
昭和以降				

選書について②

□評価問題用の選書

- ・生徒用の選書リストに，入れるか入れないか？
- ・生徒が選書リスト中のどの作品を読んでも答えられるように...

その作品で問題を作ったら，身に付けさせたい力を評価できる？
生徒にとって公平・公正な問題を作れる？



選書について

生徒たちが
自ら本を手にとって
くれるように...



著作権について



参考:文化庁 令和3年度改定版「学校における教育活動と著作権」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/92916001_01.pdf

著作権

【教育機関における複製等】

著作権法第35条第1項

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

著作権

【教育機関における複製等】

授業のために、作品（原書）の本文を生徒分と先生の分をコピーして用いるのはOK

営利を目的として設置されている教育機関において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、「著作権者の利益」を害してはいけません。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

著作権

- 授業の教材として文学作品のコピーを，元の書籍と変わらない形で製本して生徒に配布することは...



複製の「態様」に照らして問題がある。

授業の過程を離れても使用可能なように複製することは著作権者の利益を侵害すると考えられる。よって，著作権者の許諾が必要。

参考:文化庁 令和3年度改定版「学校における教育活動と著作権」

著作権

- 授業の教材として文学作品の一部分のコピーを，プリントとして生徒に配布することは...



その授業の過程における使用に供することを目的としているのであれば可能。

ただし，「必要と認められる限度において」であるため，作品の全部を複製したり，授業者及び生徒分を超えて複製したりすることはできない。

参考:文化庁 令和3年度改定版「学校における教育活動と著作権」

著作権

- 授業の教材として普段使っている教科書とは別の教科書会社の教科書本文のコピーを，プリントとして生徒に配布することは...



著作物の「用途」に照らして問題がある。

採用している教科書とは別の教科書を複製したり配布したりすることは著作権者の利益を侵害すると考えられる。よって，著作権者の許諾が必要。

参考:文化庁 令和3年度改定版「学校における教育活動と著作権」

著作権

- 家庭学習用にワークブックやドリル教材の問題を自分のパソコンで打ち直して印刷し，生徒に配布することは...



著作物の「用途」に照らして問題がある。

ワークブックやドリル教材を複製したり配布したりすることは著作権者の利益を侵害すると考えられる。よって，著作権者の許諾が必要。

参考:文化庁 令和3年度改定版「学校における教育活動と著作権」

著作権

- 批評文作成のために、編集用ソフトウェアを生徒が使用する複数のタブレットにコピーするのは...



著作物の「種類」に照らして問題がある。
ソフトウェアを複製したり配布したりすることは著作権者の利益を侵害すると考えられる。よって、著作権者の許諾が必要。

参考:文化庁 令和3年度改定版「学校における教育活動と著作権」

著作権

- 公開研究会の研究授業で、授業の教材として使用した作品のコピーを参観者に配布することは...



複製の「部数」に照らして問題がある。
授業に直接関係のない者に対しても配布することは著作権者の利益を侵害すると考えられる。よって、著作権者の許諾が必要。

参考:文化庁 令和3年度改定版「学校における教育活動と著作権」

著作権

【試験問題としての複製等】

著作権法第36条第1項

公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能性を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

著作権

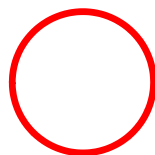
【試験問題としての複製等】

試験のため（目的上必要と認められる限度において）、作品の本文を用いるのはOK

公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能性を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

著作権

- 授業の教材として使用した文学作品の一部を期末試験の問題に用いることは...



学識技能に関する試験の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することは可能。

ただし、第20条第2項第4号により認められる「止むを得ない改変」以外の改変は認められていない。

参考:文化庁 令和3年度改定版「学校における教育活動と著作権」

著作権

- 授業の教材として使用した作品の一部を用いた期末試験を、研究成果としてHPに掲載することは...



「学識技能に関する試験の目的上必要と認められる限度」に照らして問題がある。

複製されたものを目的外に使うことは禁止されており、著作権者の利益を侵害すると考えられる。よって、著作権者の許諾が必要。

参考:文化庁 令和3年度改定版「学校における教育活動と著作権」

著作権

【出所の明示】

引用、教科書への掲載、点字による複製等の利用に当たっては、一定の条件を満たせば著作権者の了解を得る必要はありませんが、無断で利用できる場合であっても、誰の著作物を利用しているかを明らかにすることが法律上要求されています（第48条）。これが、通常「出所の明示」と呼ばれているものです。

出所の明示は、複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題名、著作者名、出版社名などを明示しなければなりません。

引用:文化庁 令和3年度改定版「学校における教育活動と著作権」より

著作権

【出所の明示】

引用、教科書への掲載に当たっては、一定の了解を得る必要はありませんが、著作権上許されている授業のために複製したもので、必ず引用元を明記する場合であっても、誰の著作物を利用しているかを明らかにすることが法律上要求されています（第48条）。これが、通常「出所の明示」と呼ばれているものです。

出所の明示は、複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題名、著作者名、出版社名などを明示しなければなりません。

引用:文化庁 令和3年度改定版「学校における教育活動と著作権」より

詳しくはこちらを参考に



参考:文化庁 令和3年度改定版「学校における教育活動と著作権」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/92916001_01.pdf

